

令和元年10月15日

## 川崎市食品衛生監視指導計画に基づく 令和元年度夏期食品一斉監視実施結果について

夏期は高温多湿で細菌等が繁殖しやすいため、食中毒等の事故が発生するおそれが高くなります。市では「平成31年度川崎市食品衛生監視指導計画」に基づき、7月から8月までの2か月間を「夏期食品一斉監視期間」と定め、食品等取扱施設への立入検査及び食品等の収去（抜取）検査の強化を図りましたので、その結果をお知らせします。

### 1 実施期間

令和元年7月1日から8月31日まで

### 2 食品衛生監視員等動員数

(1) 食品衛生監視員 延べ 1,650人(実数 45人)

(区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)衛生課、中央卸売市場食品衛生検査所及び健康福祉局保健所食品安全課に所属する者)

(2) 試験検査員 延べ 983人(実数 25人)

(健康安全研究所及び中央卸売市場食品衛生検査所に所属する者)

### 3 施設の監視指導

食品製造施設、飲食店、食肉処理施設、食肉販売施設、魚介類販売施設、浅漬けを取扱う施設、大規模小売店舗、卸売市場内施設等に重点的に立ち入り、食品の衛生的な取扱状況、温度管理の状況等を監視指導しました。

(1) ア 施設等に関する監視指導施設数 延べ 13,569施設

イ 表示に関する監視指導施設数 延べ 8,723施設

(2) ア 施設等に関する改善指導等の措置数 延べ 654回

イ 表示に関する改善指導等の措置数 延べ 20回

主な改善指導内容は、食品衛生責任者実務講習会の未受講、営業許可書の不掲示、食品衛生責任者の未設置や氏名不掲示、変更届等不備、排水設備の不備、食品の不適正表示等でした。これらの施設等に対し、指導票の交付や口頭指導により改善を指導しました。

#### 4 食品等の監視指導

市内で製造、流通、販売等される食品(そうざい及びその半製品、魚介類及びその加工品、弁当、漬物、菓子類等)について、重点的に官能検査や収去(抜取)検査を実施しました。

(1) 食品等の官能検査数 21,980件(うち、表示の官能検査数 16,168件)

官能検査に基づく表示違反が28件ありました。これらの食品を販売する施設等に対し、適正に表示をするよう指導しました。

(2) 食品等の収去(抜取)検査検体数 370検体(うち、輸入品 25検体)

試験に基づく規格基準違反及び表示基準違反の発見はありませんでした。

#### 5 生食用食肉等を取扱う施設に対する監視指導

獣畜及び家きんの食肉等(内臓も含む)について、食中毒の原因となる菌等が付着している可能性があるため、食中毒の発生防止の観点から、衛生的に取扱うこと、十分に加熱をして提供すること及び消費者に対しても加熱して喫食するよう注意喚起することについて指導しました。

(1) 立入検査施設数 延べ 1,860施設

(2) 改善指導施設数 延べ 43施設

## 6 昨年度の実施状況

### (1) 施設の監視指導

#### ア 監視指導施設数

(ア) 施設等に関する監視指導施設数 延べ 12,663施設

(イ) 表示に関する監視指導施設数 延べ 8,968施設

#### イ 改善指導等の措置数

(ア) 施設等に関する改善指導等の措置数 延べ 669回

(イ) 表示に関する改善指導等の措置数 延べ 56回

### (2) 食品等の監視指導

ア 食品等の官能検査数 20,710件

イ 収去(抜取)検査検体数 394検体

ウ 違反食品数 71件

川崎市 健康福祉局 保健所  
食品安全課  
電話044-200-0198  
FAX044-200-3927